

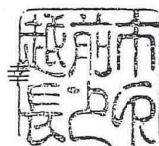
(写)

越前市告示第26号

令和3年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

越前市長 奈 良 俊



1 日 時 令和3年2月19日 午前10時

2 場 所 越前市議會議場

議案第14号

越前市庁舎建設基金条例の廃止について

越前市庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市庁舎建設基金条例を廃止する条例

越前市庁舎建設基金条例（平成17年越前市条例第63号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 越前市庁舎建設基金の令和2年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 越前市庁舎建設基金に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、その出納の完結の際、越前市一般会計に帰属するものとする。

議案第 15 号

越前市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

越前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

越前市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年越前市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

越前市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

越前市個人番号の利用に関する条例（平成27年越前市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の2号を加える。

(6) 越前市重症心身障害児（者）福祉手当支給条例（平成17年越前市条例第103号）による重症心身障害児（者）福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの

(7) 越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成17年越前市条例第115号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

第3条第2項中「限度で」を「限度で、」に改める。

別表に次のように加える。

2 1 越前市重症心身障害児 (者) 福祉手当支給条例に よる重症心身障害児（者） 福祉手当に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税法による地方税関係情報であって規 則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号） による障害基礎年金の支給に関する情報で あって規則で定めるもの
2 2 越前市重度心身障害者 等医療費の助成に関する条 	住民基本台帳法（昭和42年法律第81 号）による居住に関する情報であって規則

例による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
	地方税法による地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の認定に関する情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例の制定  
について

越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例  
前文

人々が社会の中で生活する上で、情報取得及びコミュニケーションは欠かすことのできないものです。全ての市民が障がいの有無にかかわらず、社会、文化活動その他あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を平等に取得し、周囲とのコミュニケーションを行うことが必要です。必要な情報を取得することによって活動を知り、周囲とのコミュニケーションを行うことによって意思や感情を伝え合い、活動に参加できます。

しかし、障がいの特性により音声や文字をそのまま受け取りにくい人がいます。障がいのある人は、必要な情報を得ることが困難で不安や不便を感じたり、相互理解を深めるためのコミュニケーションが困難で誤解を招いたりする場面があります。障がいの特性が周囲に認識されず、障がいのある人に対して適時適切な配慮がなされない場面も見られます。このように、障がいの特性によって生じる障壁により、障がいのある人が活動に参加しにくい状況を生み出しています。

障がいのある人が感じる障壁を取り除くには、障がいの特性に応じた手段により情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会を確保することが大切です。また、障がいの特性への理解を深め、障がいの有無によって分け隔てられることのない環境をつくることも大切です。

ここに、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段の選択と利用の機会を確保し、障がいへの理解を深めることで、障がいのある人もない人もお互いに認め合い、支え合う越前市を目指していくために条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により、情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保される環境を整備するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民、障がいのある人及び事業者の役割を明らかにするとともに、相互に連携及び協働を図り、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が相互に理解し、障がいのある人が安心して生活できる地域共生社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
- (2) 合理的配慮 障がいのある人を取り巻く環境にある社会的障壁を取り除くために、障がいのない人と同等の権利行使することを確保するための必要かつ可能な範囲での適切な変更又は調整のことをいいます。
- (3) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある人をいいます。
- (4) 事業者 商業その他の事業を行う者であり、目的の営利又は非営利及び個人又は法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行うものをいいます。

(基本理念)

第3条 障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、障がいのある人がそれぞれの障がいの特性に応じて情報を取得し、並びにコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を確保する権利を有することを前提として、障がいのある人と障がいのない人が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行われなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図り、障がいのある人が情報を取得でき、コミュニケーション手段の選択及び利用の機会が確保できる環境の整備をするために必要な施策を推進します。

2 市は、障がいのある人と対応する際に、その障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮を行います。

3 市は、次条から第7条までの規定による市民、障がいのある人及び事業者がその役割を果たすための支援を行います。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一人として、障がいへの理解を深め、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努めます。

(障がいのある人の役割)

第6条 障がいのある人は、障がいの特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するとともに、障がいに対する市民の理解の促進に努めます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、障がいのある人が障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境に配慮し、障がいのある人が働きやすい環境を整備するための合理的配慮を行うよう努めます。

(基本推進方針)

第8条 市は、あらかじめ、障がいのある人及び関係者の意見を聴取し、障がい

の特性に応じた情報取得並びにコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のための基本推進方針を策定します。

2 市は、基本推進方針と市が別に定める他の計画との整合性を図るものとします。

3 基本推進方針においては、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段について、次の事項を定めるものとします。

(1) 理解及び利用の促進を図るための施策に関すること。

(2) 選択及び利用の機会が確保できる環境づくりに関すること。

(3) 支援に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施策の推進)

第9条 市は、基本推進方針に基づく施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、施策の実施状況について検証を行い必要な見直しを行うものとし、障がいのある人及び関係者の意見を反映させるための会議を開催します。

3 前項の会議の運営に関する必要な事項は、市長が別に定めます。

(財政措置)

第10条 市は、障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション手段に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(検討)

第11条 この条例の施行後、障がいのある人、関係者及び関係団体から施策について要望があった場合には、必要に応じて、施策の実施状況について調査を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

議案第18号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成18年越前市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「35,340円」に改め、同項第2号中「43,920円」を「43,820円」に改め、同項第3号中「49,560円」を「49,470円」に改め、同項第4号中「60,120円」を「60,070円」に改め、同項第6号中「82,800円」を「82,690円」に改め、「この条において」を削り、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、「この項において」を削り、同項第7号中「91,920円」を「91,880円」に改め、同項第8号中「109,560円」を「109,550円」に改め、同項第9号中「123,720円」を「123,690円」に改め、同項第11号中「155,520円」を「155,490円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号ア中「900万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 130,750円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市介護保険条例第7条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2度以前の年度分の保険料については、なお従前

の例による。

議案第19号

越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例の制定について  
越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金条例  
(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、県の制度融資を受けた中小企業者等に対し、当該融資に係る利子補給金を交付する事業の経費の財源に充てるため、越前市中小企業等経営安定対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、国からの交付金等をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(处分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

北陸新幹線新駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の制定について

北陸新幹線新駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

北陸新幹線新駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」とい  
う。）第68条の2第1項の規定に基づき、北陸新幹線新駅周辺地区地区計画  
の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、地域の特性に応じ  
た都市機能及び健全な都市環境を確保し、並びに良好な環境の形成及び保持に  
資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年  
政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「適用区域」という。）は、地区計  
画において地区整備計画が定められている区域のうち、北陸新幹線新駅周辺地  
区地区整備計画区域とする。

(建築物の用途制限)

第4条 適用区域内においては、別表用途制限の欄に掲げる建築物は、建築して  
はならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表地区の区分に応じ、それぞれ同表の建築物の敷地面積の最低限度の欄に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が適用区域内に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該適用区域に係る第4条及び前条の規定を適用する。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が別表に定める2以上の地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する地区に係る第4条及び第5条の規定を適用する。

(敷地面積の制限の適用除外)

第8条 第5条の規定の施行により建築物の敷地面積が新たに制限される区域内において、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては同条の規定は適用しない。ただし、第5条の規定に適合するに至った建築物の敷地については、この限りでない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第9条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ越前市都市計画審議会条例（平成17年越前市条例第173号）に基づく越前市都市計画審議会の意見を聴かなければならぬ。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 第4条及び第5条の規定に違反して建築物を建築した者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

北陸新幹線新駅周辺地区地区整備計画区域

地区の区分	用途制限	建築物の敷地面積の最低限度
地区 I	1 法別表第2（ほ）第2号 (ただし、マージャン屋、ば ちんこ屋についてはこれに供 する床面積が、建築物の延べ 床面積の1／2以下の場合を 除く。)	—
地区 II	2 法別表第2（り）項第2号 3 法別表第2（り）項第3号	3,000m <sup>2</sup> (ただし、軌道下及び駅舎部は 除く。)
地区 III		—

議案第21号

越前市都市公園条例の一部改正について  
越前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。  
令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 越前市都市公園条例（平成17年越前市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 屋内催事場

第5条第1項第6号中「施設を」を「施設の全部又は一部を独占して」に改める。

第10条第1項中「別表第13」を「別表第14」に改める。

別表第1中17の項を18の項とし、3の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 武生中央公園屋内催事場

別表第13を別表第14とし、別表第4から別表第12までを1表ずつ繰り下げ、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第10条関係）

武生中央公園屋内催事場使用料

1 屋内催事場

区分	使用料
1時間につき	1,600円

摘要

- 1 使用面積が床面積の2分の1の場合の使用料は、2分の1の額とする。
- 2 営利目的に使用する場合（次項に定める入場料について、これを徴収しない場合に限る。）の使用料は、2倍額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を

徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額を入場料とみなす。

- (1) 入場料が1,000円以下の場合の使用料は、3倍額とする。
- (2) 入場料が1,000円を超える場合の使用料は、10倍額とする。

4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 使用料には、照明の使用に係る費用を含む。

## 2 空調設備

区分	使用料
1時間につき	500円

摘要

- 1 営利目的に使用する場合の使用料は、2倍額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

第2条 越前市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

### (2) 温水プール

別表第1中1の項を次のように改める。

1 武生中央公園温水プール

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

### 武生中央公園温水プール使用料

種類	区分	高校生以下	一般
専用使用（1時間につき）	25メートルプール 1コース		3,000円
個人使用	1回	300円	600円
	回数券（11回分継）	3,000円	6,000円
団体使用（1人につき）	1回	240円	480円

### 摘要

- 1 団体使用は、30人以上とする。
- 2 使用者が、本市住民以外の場合の使用料は、各使用料の5割増しとする。

3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 9 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の越前市都市公園条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為、使用並びに使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 22 号

越前市住みよい街づくり推進条例の一部改正について

越前市住みよい街づくり推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市住みよい街づくり推進条例の一部を改正する条例

越前市住みよい街づくり推進条例（平成 19 年越前市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「遵守事項」を「遵守事項等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 事業者は、北陸新幹線新駅周辺地区地区計画対象区域（以下「北陸新幹線新駅周辺地区」という。）において開発事業を行うに当たっては、北陸新幹線新駅周辺地区のまちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に関する指針に配慮するよう努めなければならない。

第 18 条に次の 3 項を加える。

2 事業者は、北陸新幹線新駅周辺地区で開発事業を行おうとするときは、前項の届出を提出する前に、規則に定めるところにより、開発事業構想届（以下「構想届」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、構想届の提出を受けたときは、構想内容を確認し、ガイドラインに関する事項について、事業者に対する指導及び助言を行うことができる。

4 事業者は、前項の指導及び助言があった場合は、市長と協議することができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

工事の請負契約について

道の駅「南越駅（仮称）」建設工事を次のとおり契約するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | 道の駅「南越駅（仮称）」建設工事  |
| 2 契 約 の 方 法   | 制限付き一般競争入札による契約   |
| 3 契 約 金 額     | 361,790,000 円   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 田中建設株式会社・北信建設株式会社・株式会社キヨエイ<br>ビルド特定建設工事共同企業体<br>代表者 越前市本保町 21 号 10 番地<br>田中建設株式会社 |

議案第24号

市道路線の変更について

次のとおり市道の路線を変更する。

令和3年2月19日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

変更する路線

路線名		起 点	終 点	延長(m)
市道第4435号線	前	葛岡町13字10番2先	大屋町3字3番先	382.0
	後	葛岡町13字10番2先	庄町42字14番先	178.2
市道第4451号線	前	庄田町2字7番先	岩内町4字1番先	343.1
	後	庄田町2字7番先	庄田町3字16番先	103.8
市道第4487号線	前	岩内町1字7番2先	岩内町6字1番先	205.8
	後	庄田町4字3番5先	葛岡町11字3番2先	1,405.1

議案第 25 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度越前市一般会計補正予算（第 14 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

議案第26号

越前市議会会議規則の一部改正について

越前市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

越前市議会会議規則の一部を改正する規則

越前市議会会議規則（平成17年越前市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第4項を第5項とし、同条第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 27 号

越前市議会委員会条例等の一部改正について

越前市議会委員会条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

越前市議会委員会条例等の一部を改正する条例

第 1 条 越前市議会委員会条例（平成 17 年越前市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「させ、これに署名又は押印をしなければならない」を  
「させなければならない」に改める。

第 2 条 越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年越前市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第28号

財産の取得について

武生中央公園温水プールとして、次の施設を取得するものとする。

令和3年3月3日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

- 1 名称 温水プール及び付帯施設
- 2 取得予定価格 696,300,000円
- 3 取得の相手方 T C P 共同事業体

代表構成団体

越前市上太田町第29号15番地の1

カワイ株式会社